

R3. 12. 23 議員定数問題等調査特別委員会

弘田委員長 ただいまから、議員定数問題等調査特別委員会を開きます。
本日は、議員定数問題等に関する検討課題等について御協議願うため、お集まりいただきました。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力を願います。
協議の前に、事務局から資料の確認をいたします。

書記 それでは、お手元にお配りしております資料について、御説明いたします。
資料４－１、８－２、９、１０、１１が、お手元にあると思います。
まず資料４－１について、これは以前お配りした配当定数を試算したのになります資料４について、国勢調査の人口確定値を使って、配当定数を試算し直したのになります。強調文字の部分が変更となった箇所がございます。あわせまして、右端になりますけれども、面積につきましても最新の数値に修正しております。
続きまして資料８－２、こちらのほうは、これまでいただきました御意見をまとめたものです。12月上旬に資料８－１としてお配りしております。そちらに国勢調査の確定値を反映したのになっております。
続きまして資料９、こちらは12月上旬にお配りしたものと同じものになっております。内容は、各市町村から発表されております人口ビジョンを基に、令和7年の人口の推計値を集計し、配当基数を求めたのになります。
続きまして資料10、議員定数問題の各県における検討状況であります。全国の都道府県のうち、高知県の人口に近い9県、こちらに愛媛県を合わせた10県を掲載しており、国勢調査の確定値、各県の議員定数、定数問題の検討組織名及び立ち上げ日、終了時期などを掲載しております。
続きまして資料11、以前の議員定数問題等調査特別委員会で、公職選挙法第15条第8項ただし書適用についていただきました御意見と結論をまとめたのになります。
以上でございます。

1. 議員定数問題等に関する検討課題について

弘田委員長 初めに、議員定数問題等に関する検討課題についてであります。
お手元の資料８－２を御覧ください。
前回の委員会では、1番から7番までの検討課題のうち、3の「強制合区」について、対象がないため課題から除外しました。また、4の「任意合区」についてと6の「衆議院小選挙区特例」については、現行どおりということで結論が得られております。2の「選挙区」についてと5の「町村の区域の単独選挙区」については、一括して「町村単独選挙区を含めた選挙区の在り方」として協議することといたしておりました。この件につきましては、日本共産党から黒潮町選挙区の合区に関する提案があり、会派に持ち帰って検討いただくこととしておりました。
また、協議の参考とするため、国の参議院合区解消に向けた議論の動向や、他県の定数問題の検討状況について、事務局から報告を受けることにしておりました。さらに、次回の国勢調査の時点での各選挙区の定数の状況について推計した資料を作成することになっておりました。この資料につきましては、事前に資料9として委員の皆様にお配りしてあります。
本日の協議の進め方ですが、まず事務局から国の動向や他県の状況についての報告を受け、次に次回の国勢調査の時点の推計について説明を受けることといたします。また、先ほど事務局から説明がありましたが、先に公表されました国勢調査の

R3. 12. 23 議員定数問題等調査特別委員会

人口の確定値に基づいた試算表を作成し、資料４－１としてお手元にお配りをしてあります。これについても、併せて事務局から説明を受けることといたします。

これら事務局の説明の後、共産党の提案について御協議をいただくことといたしますので、御了承願います。

(了 承)

弘田委員長

それでは、事務局、どうぞ。

吉岡議事課長

それでは、御説明させていただきます。

まず初めに、資料４－１を御覧ください。この表は、これまでお示してきた議員定数の試算表でございます。書記のほうからも説明をいたしました。この中の市町村人口というものは、これまで速報値で計算しておりましたが、11月30日に国が確定値を公表いたしましたので、その確定値に基づきまして、再度計算し直したものでございます。

表の中の太字が、速報値から変わったところとなっております。表の一番下、左の方に県全体の人口を記載しておりますが、県全体の人口は69万1,527人となり、速報値よりも500人ほど減少しています。市町村単位で見ますと、減少した市町村、逆に増加した町もあります。しかしながら、大きな変動はございませんので、皆様の議論の基となります。配当基数や基礎定数、配当順位などは、速報値から変動はございませんでした。なお、右の方にあります議員一人当たりの人口較差、いわゆる1票の格差でございますが、太枠で囲んでいる欄、奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区でございますが、ここを1としまして、最大はその太枠の上の欄、香美市になりますが、2.707と前回の速報値2.710より若干小さくなっております。

資料４－１の説明は、以上でございます。

続きまして、国の合区解消に向けた動きについて、御説明させていただきます。資料はございません。口頭での御説明とさせていただきます。

参議院における合区解消に向けての国の動きでございますが、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査するため、参議院議長の下に与野党15名の議員で構成する参議院改革協議会が設置をされております。現在、設置されております協議会は、今年5月に設置をされましたが、これまでの議論で参議院選挙制度改革の検討を行うということは合意をされてはいますが、現在までにおいて具体的な議論は行われておりません。このため、来年夏の参議院選挙では、現在の選挙制度の状況により行われることとなると思われまます。

なお、この参議院改革協議会の座長を務められております自民党の世耕弘成参議院幹事長は、今年7月合区解消を求める知事会の要請に対し、解消は次々回一令和7年になりますが一の参議院選挙がターゲットだとの認識を示したと報道をされております。

なお、参考までに衆議院の動きでございますが、衆議院では、平成28年に成立した衆議院選挙制度改革関連法により一票の格差を是正するため、より人口比を正確に反映しやすいアダムズ方式といった、新たな議席配分方法を導入しております。今回の国勢調査の結果、衆議院の小選挙区で東京がプラス5、愛媛県がマイナス1などといった、全国15都県の定数で10増10減の見直しが必要となっており、現在議論が進められている状況でございます。

R3. 12. 23 議員定数問題等調査特別委員会

続きまして、他県の検討状況でございます。資料 10 を御覧ください。この表は、人口の少ない県 9 県と愛媛県を合わせた 10 県を取り出し、その検討状況を調べたものでございます。

上から、まず愛媛県の状況でございますが、愛媛県では今年の 7 月に特別委員会を立ち上げ検討をされております。現在までに 4 回ほど協議を行っている聞いております。これまでに、総定数は現状維持と決定しましたが、ほかは全て未定とのことでございます。

次の香川県及び和歌山県は、現在のところまで具体的な動きはないとのことでございます。佐賀県は、選挙区及び定数検討委員会を 9 月に設置し、協議を行っているというところでございます。報告時期は、未定でございます。山梨県は、検討中とのことでございますが、これは事務局レベルであり、議会としての検討段階ではないようでございます。次に、福井県でございます。福井県のみ既に協議済みとのことで、現状維持ということと決定したとのことでございます。次の徳島県では、特に動きがございません。

鳥根県でございます。9 月に特別委員会を立ち上げ協議を行っており、来年 2 月定例会での報告を目指しているとのことでございます。最後、鳥取県でございます。鳥取県では 21 日、おととい検討委員会を立ち上げ、協議が始まったばかりとのことでございます。

検討を行っている県の中では、福井県が結論を出しておりますが、そのほかの県はまだ議論の最中で、方向性とかをお聞きすることはできませんでした。

他県の状況は、以上でございます。

次に、前回委員から、将来強制合区がどのくらいの場所で起こり得るかといった試算はできないかのお話ございましたので、事務局で調査し、試算した結果について、御説明させていただきます。

資料 9 を御覧ください。この資料は、各市町村で策定している人口の将来展望を示した人口ビジョンから、次の国勢調査が実施される令和 7 年の推計人口を取り出し、議員定数を現行のまま 37 として現行の選挙区の配当基数がどうなるのか試算したものでございます。配当基数が 0.5 を割りますと、強制合区として近隣の市町村と合区する必要が出てまいります。

試算しますと、最も少ないのは表の中央から少し下のほうにあります、奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村の中芸 5 か町村の 0.513 でございます。そのほか、少ない方から申しますと、表の一番下の黒潮町が 0.548、その 4 つほど上にあります長岡郡・土佐郡が 0.572、中央ほどにあります土佐清水市が 0.577 となっております。

このように、各市町村の人口ビジョンで掲げる数値からは、次回令和 7 年の国勢調査の年でも強制合区となる選挙区はございませんでした。

以上でございます。

弘田委員長

何か質問、御意見はありませんか。

(なし)

弘田委員長

それでは、次に、日本共産党からの黒潮町選挙区の合区に関する提案について、協議をいたします。

会派での検討結果について、順次御発言願います。

まず、自民党から。

梶原委員

前回から、基本的に考え方は変わっておりません。定数のことも含めて、アフターコロナの中で、都市と地方の人口動態がどのようになっていくのか、さらには参議院の合区の解消の問題、そして今、政治、行政そして地方自治に関わることがどのように変化をしていくのか、そういうこともしっかり見据えなければならない時期であると思いますので、今、特に黒潮町だけの選挙区を合区をすることについては、このことに対する弊害がどのようにあるのか、影響はどのようにあるのか、逆にそうではない点がどうなっていくのか、ちょっとなかなか次期の統一地方選までに結論を得るのは難しいだろうとも思います。

またあわせて、先ほど資料9でありましたけれども、この各市町村の人口ビジョンに基づく数字では0.5以下がないということですが、これはあくまで人口ビジョンでの期待値で、これにいかになら近づけるために、それぞれの市町村でどのような取組をしていくかという目標のようなものであります。国立社会保障・人口問題研究所の数字なんかも、予想よりはかなり厳しい数字が出ておりますので、次回には現実的には0.5を切るというような可能性も大きくあるので、そういったところとも合わせて議論ができるように、今回は黒潮町の合区ということについては、現状を維持するほうが適当ではないかというふうに思っております。

弘田委員長

ありがとうございました。
それでは、県民の会、お願いします。

上田(周)委員

県民の会として、協議をいたしました。一括して選挙区の在り方についてということですが、会派としては、前回も申し上げましたが、選挙区については今回現行どおりというスタンスでございます。今後、人口が減少する中で、その定数の在り方とか単独選挙区を含んだ選挙区をどうするのかといった全体的な見直し、議論が進んでいくと予測をしております。やはり見直しに当たりましては、全国的な流れとか、人口が類似する県の動向とか、加えて関係する市町村長の御意見とか、特に関係の地域住民の思いなどを酌み取ったことで進んでいかんといかんと思っております。

そうしたことを考えますと、ある一定の時間的余裕もいるかなと思っております。冒頭、申し上げましたように、いずれにしましても会派としては、今回は現行どおりということを考えています。

以上でございます。

弘田委員長

ありがとうございました。
それでは、続きまして公明党、お願いします。

黒岩委員

資料9にもありますとおり、配当基数から考えてみても0.5を切ったところはないということでもありますし、もともとから言ってますとおり、こういうことから考えると、もう現行のままでいいんじゃないかなという認識です。

弘田委員長

ありがとうございました。一燈立志の会。

大石副委員長

私も先ほどの公明党のお話と同じで、基数で0.5を切ってませんし、そして郡部の声を届けるという、この共通の県議会の認識からすると、今回そのまま継続でい

- いのではないかというふうに思います。
- 弘田委員長 ありがとうございます。
一通りお話をお伺いしたんですが、共産党から改めて御発言がありますか。
- 塚地委員 基本的な問題意識として、一貫して私たちは、1票の平等性、多様な意見をどう反映する、区割りなどにするかという問題提起をずっと、前回高岡郡を二分するときからも引き続いてその議論が大事だという思いでできていまして、今回黒潮町のことを課題として挙げさせていただいたのも、1人区を減らすことができないかという、小選挙区の問題として提案をさせていただいたんですけれども、検討の結果、結局1票の格差の是正の問題を考えると、配当の数で言っても、四万十市の2と黒潮町の1を足して2にしかならないという問題が出てきた中で、この短期間で、四万十市民の皆さんや黒潮町の町民の皆さんに御理解がいただけるような状況でもないし、部分的な改良で改善する問題でもないという点もあって、その点については前の委員会のときにも申し上げましたけれども、あえてこれを実施しなくてはならないというふうに思っていないという、黒潮町の問題についてはそういうことです。
- 弘田委員長 それでは、これまで黒潮町選挙区の合区に関して、御議論をいただいたわけです。提案者である共産党会派を含めまして、現状で黒潮町の合区には課題が大きいというところで皆さんの結論といたしますか、認識が一致したというふうに思います。
ひとまず、黒潮町の選挙区についての議論はここで収束をさせたいと存じますので、御了承願います。
- (了 承)
- 弘田委員長 続きまして、黒潮町選挙区に限らず、選挙区の在り方についての御意見がございましたら、この機会に御発言いただきたいと思っております。
なお、これまでの委員会での各会派の御意見は、資料8-2の2ページ、2の「選挙区」の欄にまとめてあります。また、1ページの一番上の、「特別委員会での議論の進め方」の欄にも、関連の御意見を掲載しております。
こうしたこれまでの御意見も参考にいただきながら、御議論いただければと思います。
それでは、御意見をどうぞ。自民党。
- 梶原委員 選挙区についても、前回発言をしたとおり、今はいろんな社会の変革を見ながら、次期にはかなりの変化も現れるということも想定をして、様々な影響を考慮しながら今の選挙区を維持するというスタンスで、自民党会派は変わりはありません。
- 弘田委員長 続きまして、県民の会。
- 上田(周)委員 県民の会としても、今の定数を現状維持しながら――各論といたしますかね――を同時に進めていったらということで、ずっとこう発言させていただいていますので、よろしく願いいたします。
- 弘田委員長 次、公明党、お願いします。

R3. 12. 23 議員定数問題等調査特別委員会

- 黒岩委員 現状でいいと思います。
- 弘田委員長 一燈立志の会。
- 大石副委員長 これまでどおり、現行でという意見のままでございます。
- 弘田委員長 共産党。
- 塚地委員 先ほどから、次の国勢調査のときに議論というお話も出ていまして、0.5を切るか切らないかの強制合区が起こるかどうかというような状況も踏まえた上で、大きく今後は考える必要が出てくるだろうと思いますけれども、今回でいうと、なかなかこう全体の選挙区を変えていくってということについては、現行のままでというふうに思っております。
- 弘田委員長 それでは、選挙区の在り方についての御意見も出そろったようですので、2の「選挙区」についてと5の「町村の区域の単独選挙区」について、結論を出してまいりたいというふうに思います。
これらの検討課題につきましては、今回の選挙区については現行のとおりとし、町村単独選挙区についても現行のとおりとすることで、御異議ありませんか。
- (異議なし)
- 弘田委員長 それでは、さよう決めます。
2番と5番についての結論が得られましたので、今後委員から出された御意見も踏まえて正副委員長で報告書への記載内容を調整し、今後の委員会で御協議いただくこととしたいので、御了承願います。
- (了 承)
- 弘田委員長 次に、検討課題の1番、「議員定数」についてであります。
この件につきましては、2番から6番までの検討課題の議論が出そろってから結論を出すことにしておりましたが、これらの課題につきましては、全て現行のとおりとすることで結論が得られましたので、議員定数についても結論を出していきたいというふうに思います。
議員定数につきましては、各党派とも、おおむね現状の37人を維持、あるいはこれ以上減らさないという御意見でありました。また、これまでの検討課題につきましても現行のとおりということでもありますので、1番の「議員定数」につきましても、現行の37人を維持するというところで、御異議ありませんか。
- (異議なし)
- 弘田委員長 それでは、さよう決めます。
1番についての結論が得られましたので、正副委員長で報告書への記載内容を調整し、今後の委員会で御協議いただくこととしたいので、御了承願います。

R3. 12. 23 議員定数問題等調査特別委員会

(了 承)

弘田委員長

次に、7番の「ただし書きの適用」についてであります。
この件につきましては、協議に入る前に改めて論点を整理しておきたいと思いま
す。

書記

先ほど、議員定数を現行の37人を維持するということに決まりましたので、お手
元の資料4-1の試算表が、そのまま議員定数の検討対象の数字となります。
人口比例の原則に基づいて定数を配分いたしますと、現在の条例定数と比較して、
高知市選挙区が2増、宿毛市・大月町・三原村選挙区が1減、吾川郡選挙区が1減
となります。また、選挙区ごとの定数が現行どおりであれば、今回選挙区の人口に
ついて逆転現象が発生します。定数1の香美市の選挙区人口が、定数2の宿毛市・
大月町・三原村選挙区及び吾川郡選挙区の人口を上回ります。また、定数1の土佐
市選挙区の人口が、定数2の宿毛市・大月町・三原村選挙区の人口を上回ります。
以上でございます。

弘田委員長

この件につきましては、「現行を基本として経過を見ていくべき」との御意見や、
「地域の特性等を考慮して検討すべき」との御意見が出されております。また、人
口の逆転現象につきましては、「検討すべき課題である」との御意見や、「過去の事
例でも、逆転が起きてすぐに改正しているわけではない」との御意見が出されてお
ります。
逆転現象を含めました選挙区ごとの定数の協議を円滑に進めるために、まずは高
知市選挙区の定数について御協議をいただく必要があるかと存じます。現在の条
例では、高知市選挙区の定数は15人となっておりますが、これをどうするかにつ
いて、順次御意見をお伺いします。自民党。

梶原委員

やはり今、地方六団体も含め、多くのところで合区の解消というところを訴えて、
政策課題の多い地域の声をいかに届けるかというところとの整合性を捉えなければ
ならないと思います。そういった件に関しましては、やはり改めて高知県は合区対
象の当事者県として、そのこととの整合性を大切にするという意味では、高知市の
定数の2減を、少しでも政策課題のある地域にということも踏まえて、高知市は今
の条例定数のまま2減の状態を維持するのが適当ではないかというのが会派の意見
です。

弘田委員長

ありがとうございました。それでは、県民の会。

上田(周)委員

高知市の15につきましては、これまでも特別委員会ですと経過もあつてますし、
先ほど梶原委員がおっしゃったように、県民の会としても、そういった条件不利地
域の生の声を少しでも県政に届けるというような観点から、引き続き15というこ
とでいていただきたいということでございます。

弘田委員長

それでは、共産党。

塚地委員

本来でしたら、鏡、春野を合併した段階で、15の定数よりも増やすべきものだっ

R3. 12. 23 議員定数問題等調査特別委員会

たというふうに思っていますけれど、この間 15 の定数で、中核市ということもあって定着をしてきた状況もありますので、あえてここで増やすということの主張は、なかなか理解が得られがたいということで、現状で。

弘田委員長

公明党。

黒岩委員

これまで、ずっと 17 を 15 人ということできてるわけですが、県下の西から東までの各市町村の状況を見ますと、高知市に一極集中している現状の中で、地域の声がなかなか十分に発せられるかどうかということで、こういった対応になっているわけであります。そういう意味からすると、県の地勢上の広さを考えれば、やはり少数のところについてもしっかりと声が出てくるような議席配分を考えなければいけないということは当然のことだと思いますので、現状でよろしいのではないかと。

弘田委員長

ありがとうございました。それでは、一燈立志の会。

大石副委員長

これもこれまでお話しましたけれど、皆さんのお話のとおり、全会派一致して今大事にしている、郡部の、中山間の声を届けるという県議会の姿勢を体現するという意味では、高知市を増やすことにはならないというふうに思っております。現行どおりでいいと思います。

弘田委員長

ありがとうございました。各会派の意見が出そろいました。それでは、高知市選挙区の定数は 15 人に据え置くことで、御異議ありませんか。

(異議なし)

弘田委員長

それでは、さよう決めます。

高知市選挙区の定数が 15 人と決まりましたので、人口比例の原則に基づく試算との差し引き 2 名分をどの選挙区に配当するかについて、御協議をいただきたいと思っております。資料 4-1 の試算表を御覧ください。人口比例の原則に基づく試算では、配当の順位は南国市選挙区、香美市選挙区の順となっております。これにつきましては、面積や地域の特性、また過去の特別委員会での議論を踏まえて検討すべきとの御意見が出ておりました。過去の議員定数の議論において、ただし書きを適用することとした選挙区の事例について、特別委員会での意見等を事務局でまとめたものを資料 11 としてお手元にお配りしてありますので、協議の参考にしていただきたいと思います。

それでは、順次御意見をお伺いします。まずは、自民党から。

梶原委員

これまでの議論との整合性も踏まえれば、やはり声の届きにくい地域はどこなのかということと考えますと、人口による配当の順位が南国市、香美市ということではありましたが、南国市や香美市そしてまた土佐市などとも比較をすれば、それぞれ県庁所在地である高知市に隣接及び近接している一つの市という行政体と、今 1 つプラスになってますが吾川郡は飛び地ということもあり、また県境でもあります。宿毛市、大月町、三原村においても、県境であり行政体が 3 つあるというような状況を見ると、やはり県庁所在地から遠いという高知県の今の地形のことと、さらには高齢化率、人口の減少の率が高いと思われるこの 2 つの選挙区、吾

R3. 12. 23 議員定数問題等調査特別委員会

川郡選挙区と宿毛市・大月町・三原村選挙区に1つずつ、高知市の2減をプラスしている現状のまましていくのが適当ではないかというのが会派の意見です。

弘田委員長 それでは、県民の会、お願いします。

上田(周)委員 これはずっと議論というか、出ておりますが、過去の特別委員会の議論を見ても、人口の逆転現象が起きた際に、いろいろ定数の議論があったとは存じますが、そのことがすぐに定数を見直すということにつながっておりませんし、今回その激変緩和措置と申しますか、今回は現行どおりということで、今後そういった人口の減少状況の様子を見てはどうかと思います。基本は人口ということでございますが、そういった部分でなしに――機械的に比例配分とかしますと、やっぱり県行政の重要な役割である広域行政の推進が保たれるのかという問題もあろうかと思えます。そういった意味でも、これまでどおりということだと思います。

以上です。

弘田委員長 ありがとうございます。共産党、お願いします。

塚地委員 この問題を考えるときも、やはり1票の平等性をどう考えるか、多様な意見をどういうふうに反映するようにできるかっていう観点は、私は基本的にすごく大事な視点、ただし書を適用する上でもですね、思っておりますので、配当数に応じた形で高知市の2減というものをどう割り振るのかということを考えるべきなんではないかというふうに思っております。

先ほどから出ている県庁からの距離ですとか、複数の自治体があるとかいう問題もありますけれど、例えば香美市にしてもこの間、山田、香北、物部と3つを合併した形になっていまして、地域的にも大変広い状況で、物部の県境のところまでいけば相当な広さにもなります。そういう広さの問題とか、距離の問題とかということではかるということよりも、やっぱり1票の格差をどうするかと考えたところを基本に、ぜひ見るべき課題なのではないかというふうに思って、さらに1人区を減らすということを考えると、複数区ではなくて1人区のところに対して加配を考えていくという考え方でどうなのかと整理をしますと、先ほどの配当基数の関係でいくと、南国市、高知市、香美市、吾川郡、土佐市、宿毛市・大月町・三原村選挙区っていう順番に多分なると思うんです。それで複数区を除くと、香美市、吾川郡というところが1人区の状況ですので、逆転現象を解消する上でも、そういう整理の仕方で検討していただけたらいいのではないかというふうに思っております。

つまり、香美市に1、吾川郡に1を配当することで、宿毛市・大月町・三原村選挙区の1は、この際除外するという考え方でどうかというふうに思っております。

弘田委員長 ありがとうございます。それでは、公明党、お願いします。

黒岩委員 今回については、現行どおりでいいんじゃないかと思えます。

弘田委員長 一燈立志の会。

大石副委員長 これも、先ほどから確認している県議会の姿勢としては、みんなの声、中山間の声を大事にするということであると、人口比例の原則を機械的に適用しないという

ことになるので、そうすると最後の判断を、政治的にどう判断するかということだと思います。そういう意味では、先ほど共産党からお話があったところではありますけれども、やはり県議会の議員の一つの仕事上の特性としては、基礎自治体の皆さんと県庁とのつなぎ役になるということも、非常に大きな役割であります。そういう意味では、複数の市町村を抱えているところは、大事にしないといけない。あるいは、県庁所在地から離れているところも、重要視しないといけないというふうに思います。

さらには、面積なども総合的に考えたときに、やはり現行の吾川郡、それから宿毛市・大月町・三原村が複数あるという形が、総合的に考えると妥当ではないかというふうに、会派としては意見を取りまとめているところでございます。

弘田委員長

ありがとうございました。

この件については、共産党を除いて「現行で」ということです。共産党は、1票の格差を考えて、今までと違うのは香美市へ1の加配をするというふうなことです。

この件については、この場で結論を得るというのは、それぞれの意見の一致が難しいので、もう一度会派に持ち帰っていただいて、次の会で結論を出したいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

弘田委員長

それでは、7番のただし書の適用につきましては、各会派に持ち帰って御検討いただき、次回の委員会で結論を出すことといたしたいので、御了承願います。

(了 承)

2. その他

(1) 次回開催日

弘田委員長

最後に、その他として、次回の委員会開催日についてであります。

年明けの1月には、出先機関調査や2月定例会の会派説明等が予定されておりますので、次回の開催日につきましては正副委員長で調整のうえ、事務局から連絡するようにいたしますので、御了承願います。

(了 承)

(2) その他

弘田委員長

最後に、その他で何かありませんか。

(な し)

弘田委員長

それでは、以上で本日の議員定数問題等調査特別委員会を終わります。